

仙台市いじめ対策等検証専門家会議設置要綱

(平成 29 年 8 月 18 日市長決裁)

(設置)

第 1 条 いじめ, 体罰等の防止等に関し, 専門的な知見を有する者から必要な検証等を踏まえた意見を聴取することにより, いじめ, 体罰等の防止等に関する施策の効果的な推進を図るため, 仙台市いじめ対策等検証専門家会議 (以下「専門家会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 専門家会議の所掌事務は, 次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめ, 体罰等の防止等に係る施策の実施状況の検証に関すること
- (2) 体罰等に係る調査結果の検証に関すること
- (3) その他いじめ, 体罰等の防止等に関し必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 専門家会議は, 委員 8 人以内をもって組織する。

- 2 委員は, 教育, 法律, 人権, 心理, 福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから, 市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は, 委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 専門家会議に, 会長及び副会長を置く。

- 2 会長は, 委員の互選によって, これを定める。
- 3 副会長は, 委員のうちから, 会長が指名する。
- 4 会長は, 会務を総理し, 専門家会議を代表する。
- 5 副会長は, 会長を補佐し, 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは, その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門家会議の会議は, 市長が招集する。

- 2 会長は, 専門家会議の議事を主宰する。
- 3 専門家会議は, 委員の過半数が出席しなければ, 会議を開くことができない。

(資料の提出等の要求)

第7条 専門家会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 専門家会議の庶務は、子供未来局いじめ対策推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、会長が専門家会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から実施する。

附 則 (平成30年3月26日改正)

この改正は、平成30年4月1日から実施する。